

一般名処方加算について

一般名処方加算は、後発医薬品がある医薬品について、お薬の商品名に代えて有効成分の名前(一般名)で処方した場合に算定されるものです。

例えば、

ムコダイン(商品名) → カルボシステイン(一般名)

ロキソニン(商品名) → ロキソプロフェンナトリウム(一般名)など

処方せん料(処方せんの交付1回につき)

・交付した処方せんに含まれる医薬品のうち、後発医薬品のある全ての医薬品(2品目以上の場合に限る)が一般名処方されている場合：一般名処方加算1 10点

・交付した処方せんに1品目でも一般名処方が含まれている場合：一般名処方加算2 8点

※1点10円です。自己負担額は負担割合によって異なります。

患者さんにとっては、処方せんが一般名で表記されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることができます。

当院でのお薬の処方について

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで患者様に適切な医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の銘柄ではなく一般名(成分名)を記載する取り組みを行っております。ただし、同じ成分であっても銘柄によって使用感にばらつきがあります。

お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

令和6年10月より「長期収載品にかかる患者特別負担」が導入されます。

後発医薬品を使用できるにもかかわらず、あえて先発医薬品を選択する患者様には「長期収載品にかかる患者特別負担」の対象となります。

患者特別負担とは、後発医薬品との価格差の4分の1の価格を負担すること。

令和6年6月1日

医事課